

定期予防接種における償還払いについて【成人】

(帯状疱疹・肺炎球菌)

予防接種は、居住地の市区町村内、又は市区町村長の要請に応じて委託契約した医療機関で行うことを原則としていますが、市外の医療機関に長期入院している等のやむを得ない理由で、野田市と委託契約した医療機関以外で定期予防接種を希望される場合、申請により接種費用の全部又は一部が償還払いされます。

1 対象者

野田市に住所を有し、定期予防接種の対象となる方で、次のいずれかに該当する人

- (1) 長期入院や施設入所等のため、野田市と予防接種の実施委託契約を締結している医療機関での定期予防接種が困難な人
- (2) その他市長がやむを得ない理由があると認める人

2 償還払いの額について

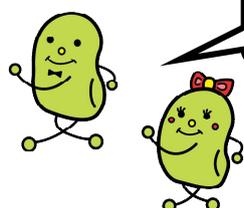
償還払いの額は、支払った予防接種の額又は市長の定める額のいずれか低い額から、自己負担金を差し引いた額です。

予防接種の種類	自己負担金額	市長の定める額（令和7年度）
帯状疱疹（生ワクチン）	3,000円/1回	8,426円
帯状疱疹（不活化ワクチン）	7,500円/1回	21,626円
肺炎球菌	2,000円	7,813円

- ◇ 生活保護受給者や世帯全員が住民税非課税の方は、支払った予防接種の額又は市長の定める額のいずれか低い額を交付することができます。償還払い手続きのほかに、別途申請が必要となりますので、接種前にお申し出ください。

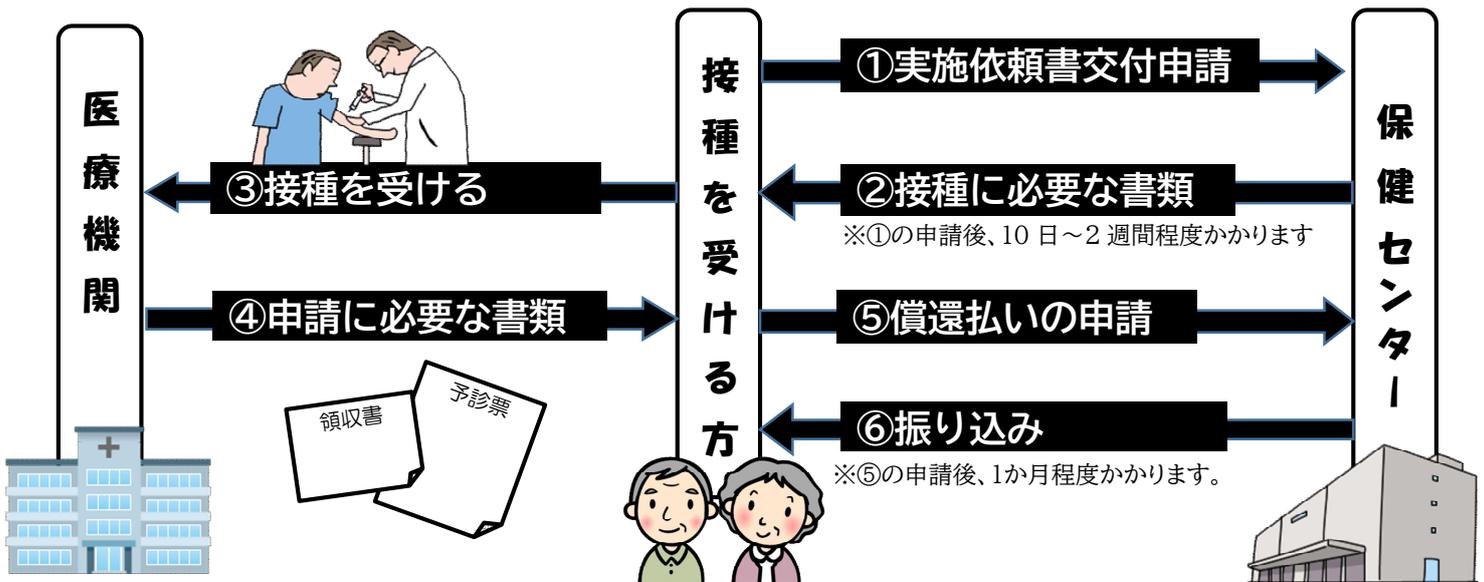
3 その他

- 事前の申請なく接種を受けた場合、償還払いは受けられません。
- 接種に必要な書類の発行には10日～2週間程度かかります。接種予定日から余裕を持って申請してください。
- 償還払交付申請の期限は、予防接種を受けた日の翌日から起算して2年以内です。



申請方法は裏面をご覧ください

4 申請の流れ



- ① 「野田市予防接種実施依頼書交付申請書」を提出する。
- ② 次の書類を受領する。※①の申請後、10日～2週間程度かかります。
 - 野田市予防接種実施依頼書
 - 予診票
 - 予防接種説明書・済証
- ③ ②で受領した書類を持参の上、医療機関で予防接種を受け、接種費用の全額を支払う。
- ④ 医療機関から次の書類を受領する。
 - 領収書（予防接種の種類、接種料金、接種日、被接種者氏名、医療機関名が記載されていることを必ず確認してください）
 - 予診票（保健センター控）
 - 予防接種済証（申請には使用しませんが、大切に保管してください）
- ⑤ 次の書類等を持参の上、「野田市予防接種費用の償還払交付申請書」を提出する。
 - 領収書の原本
 - 予診票（保健センター控）の原本
 - 本人確認書類（健康保険証、運転免許証等）
 - 印鑑（認印）
 - 振込先金融機関の預金通帳（被接種者本人の口座）の写し
 - 委任状（申請者本人が来所できない場合のみ）
- ⑥ 申請内容の審査後、保健センターから「野田市予防接種費用の償還払交付（不交付）決定通知書」を送付し、指定の銀行口座へ決定金額を振り込みます。

5 申請に関するご相談・お問合せ先（申請窓口）

◎保健センター（鶴奉7-4） TEL 04-7125-1189

◎関宿保健センター（東宝珠花260-1） TEL 04-7198-5011

◎郵送申請の宛先

〒278-0003 野田市鶴奉7-4 野田市保健センター 健康増進係予防接種担当 宛